

第2章 要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、「要介護状態区分」「障害支援区分」「家族の状況」「世帯家族調べ」等を参考として、避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は、以下の目的に限定し使用する。

- ア 在宅の要支援者の全体把握
- イ 要支援者の把握調査及び個別計画作成促進
- ウ 災害時の避難支援及び安否確認

(2) 避難行動要支援者名簿の対象者

一般に、要配慮者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当数含まれているため、市は、被災リスクの高い要支援者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、在宅の者のうち、下記のとおりとする。

対象者区分	範囲等
要介護者	要介護3以上の認定を受けている方
障害のある人	身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方 療育手帳Aをお持ちの方 精神保健福祉手帳1級をお持ちの方
その他	その他支援の必要がある方

(3) 情報収集方法

市は、個人情報の保護に関する法律第20条第2項に規定する個人情報の収集等の制限の例外規定のうち「本人の同意があるとき」に基づき、「世帯家族調べ」に記載された情報を避難行動要支援者名簿作成のために利用する。

(4) 収集する内容

避難行動要支援者名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式は様式1のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 年齢（生年月日）
- エ 住所
- オ 電話番号等
- カ 自治会・町内会・組
- キ 要支援者の状態
- ク その他市が必要とする項目

2 避難行動要支援者名簿の提供、管理

(1) 避難行動要支援者名簿の提供先

要支援者名簿は、避難支援体制を整備するため福祉担当部局と防災担当部局が共有するとともに、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、「本人の同意があるとき」は平常時より、自主防災会及び民生委員・児童委員に提供する。

また、同法49条の11第3項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。

(2) 避難行動要支援者名簿の適正管理

避難行動要支援者名簿は、要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。また、避難行動要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、災害対策基本法第49条の13に基づき、市職員は、避難支援等関係者へ守秘義務が課せられていることを十分説明する。避難支援関係者は、施錠可能な場所で保管する、必要以上に複製しない等守秘義務の遵守に努めるとともに情報の適正管理を徹底する。また、過年度分や不要となった避難行動要支援者名簿は、市へ返却する。

(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、システムのバックアップのためUSBメモリに最新の情報を保存しておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、住民の異動や障害者手帳等の発行により変化する要支援者の把握に努め、自主防災会と民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を更新し、概ね1年ごとに前述(1)に基づき、自主防災会及び民生委員・児童委員に提供する。

3 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

市は、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要支援者の居住状況等の情報を市内部で共有し、災害発生時には安否確認や救出救助に活用する。